

岩手県監査委員告示第32号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月7日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 環境生活部環境生活企画室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年8月6日

イ 本監査実施日 平成27年8月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務に係る契約保証金の還付に当たり、事業完了後相当期間経過してから還付しているものが1件、136,350円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約保証金の還付遅延については、歳計外現金収支整理簿の更新を月例で行うとともに、契約保証金に係る調定票に添付する契約書の写しで契約期間が満了していないか確認するようにした。 今後は、委託料等の精算払の際、契約保証に係る申出書と調定票の内容を確認し、請求書が提出されていない際は、受託業者等に督促し、精算払時に併せて還付手続を行うようにした。

2（1） 監査対象機関名 環境生活部自然保護課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月23日

イ 本監査実施日 平成27年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、34,047円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費2件については、平成27年9月30日に追給を行った。 今後は、本人からの確認の徹底、各種手当等の資料などと突合を行うこととし、再発防止に努めることとした。